

平成 2 9 年第 3 回教育委員会

臨時会議事録

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

東久留米市教育委員会

平成29年第3回教育委員会臨時会

平成29年3月28日午前11時03分開会

市役所7階 703会議室

- 議題 (1) 議案第16号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について
(2) 諸報告
- ① 「『今後の東久留米市立図書館の運営方針』の再検討を求める請願」に対する回答について
 - ② 東久留米市就学援助費事務処理要綱一部改正及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について
 - ③ 東久留米市放課後子供教室推進事業実施要綱の一部改正について
 - ④ 平成29年第1回市議会定例会について
 - ⑤ 平成30年「成人の日のつどい」の開催概要について
 - ⑥ その他
-

出席者（5人）

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 島 信 行
学 務 課 長	廣 瀬 朋 子
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前11時03分)

- 直原教育長 これより平成29年第3回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は名取委員にお願いします。
○名取教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 お願いします。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。お配りしている資料については、ご入用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。2月10日に開催した第2回定例会、及び3月1日に開催した第3回定例会の議事録についてご確認いただきました。細川委員から第2回定例会の議事録について修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議事に入ります。「議案第16号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第16号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」、上記の議案を提出する。平成29年3月28日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、運動会をはじめ体育的活動等における安全確保に努めるため、東久留米市立小・中学校における「組み体操」等への対応方針を決定する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。
- 宍戸指導室長 「東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」説明します。平成27年、全国各地で「組み体操」の危険性や安全対策上の問題が指摘されました。大きな社会問題に発展したことを受けて、東京都教育委員会では平成28年3月に、都立学校において学校行事の「組み体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」「タワー」については、平成28年度は原則として休止する方針を定めています。過去、本市においても「ピラミッド」「タワー」等での骨折事故が発生していること、また、先ほどの東京都教育委員会の方針を受け、平成28年度については運動会で「組み体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」「タワー」及びこれらに類する演技種目を、昨年、休止することとしま

した。本市では平成28年3月29日付で、「東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」という通知でお知らせしています。都立学校においてもこの方針を受けて「組み体操」の教育的意義を確認し、また、演技種目の内容、それに内在するさまざまな危険性、事故の未然防止に向けた安全対策等について点検し、代替の運動種目の選定をして実施してきました。また、生徒や保護者、教職員のアンケート等の結果を踏まえ、平成28年度の体育祭や運動会等を総合的に評価し、平成29年度以降の実施種目の検討について考えてきました。

東京都教育委員会では、各学校の検討結果を踏まえ、平成29年度以降の都立学校の「組み体操」等については、「組み体操」を実施する場合はいわゆる「ピラミッド」と「タワー」については原則として禁止することとする。ただし、その教育的意義、学校経営上の位置付けを確認するとともに、教員の指導経験、指導技術、指導体制等を点検・確認した上で、学校全体で実施したいとする意思が強い場合は、児童・生徒の体力の実態等を踏まえ、安全を最優先した指導計画を作成するとともに東京都教育委員会に提出し、協議を行う。また、事前に生徒や保護者、地域に対し「組み体操」を実施する目的、指導内容、方法、安全対策等について説明し、理解を得る、こういった方針を立てました。

本市においても、今年度、「組み体操」の練習で2件の骨折事故が発生しました。このことと東京都教育委員会の方針も含め、本市としては平成29年度以降に「組み体操」を実施する場合は、いわゆる「ピラミッド」「タワー」については禁止するという方針を考えています。詳しくは統括指導主事から説明します。

○**富永統括指導主事** 資料2枚目をご覧ください。28東久教教指発第1730号「東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」です。中ほどの「1 運動会等における『組み体操』及びその要素を取り入れた演技種目の実施について」の部分を説明します。平成29年度以降の運動会等で「組み体操」及びその要素を取り入れた演技種目を実施する場合は、いわゆる「ピラミッド」「タワー」及びこれらに類する技（児童・生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童・生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など）を禁止することを示すとともに、いわゆる「ピラミッド」「タワー」及びこれらに類する技を除いた上で「組み体操」及びその要素を取り入れた演技種目を実施する場合の留意点を（1）から（7）で示しました。

次に、裏面の中ほどから始まる「2 安全対策について」の部分について説明します。各校においては特別活動の「学校行事」やそれ以外の体育的活動における留意点を示すとともに、児童・生徒の発達段階に応じた安全指導等を実施し、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図ることを示しています。運動会をはじめ体育的活動等における安全確保に努めるため、東久留米市立小・中学校における「組み体操等」への対応方針を決定する必要があります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○**直原教育長** ご質問やご意見等あるかと思いますが、いかがでしょうか。

○**名取教育委員** 東京都からは「ピラミッド」「タワー」など危険度が高いものについては原則禁止という通達が出ているわけですが、本市は今年度から「ピラミッド」「タワー」を禁止していますね。それにもかかわらずケガをしてしまった子がいるということですので、その状況と安全対策についてご説明いただければと思います。

○**富永統括指導主事** 今年度に対策等を学校に周知したところですが、残念ながら骨折事故が

2件発生しています。そのことを踏まえ、来年度に向けては「組み体操」、いわゆる「ピラミッド」「タワー」等を除いた技を用いた「組み体操」、並びにその要素を取り入れた演技をする場合は実施計画、こちらは本市で様式等もまとめましたが、詳細で、安全に配慮した実施計画の作成をしてもらい、事前に本市教育委員会でもその計画について協議した上で実施についての判断をした後に、指導主事も練習等に視察に行くことにより、より安全を重視した形での実施を計画しています。

○名取教育委員 今の説明ですと、今年度やっていることとの比較がよく分からないのですが。

○富永統括指導主事 今年度についても、各学校から、実施に係る実施計画の提出は求めていたところですが、こちらでも確認していましたが、今回の事故を受けて、いわゆる休み時間等の練習についても出てきていますので、そういった細かな点も含めて計画をきちんと見直すということで変わってきています。

○直原教育長 今年起こった事故について、もう少し具体的に説明してもらえますか。

○富永統括指導主事 資料としましては、本市から9月16日付880号「安全確保について」ということで各校には通知を出していますのでそちらをご覧ください。2件あります。

1件目は市立第七小学校の第6学年女児です。平成28年9月15日（木曜日）の5時間目、運動会に向けて同校の体育館で組み体操の「倒立」の練習をしていた当該児童が、バランスを崩して左肩を床に打ちつけました。病院に通院し、左鎖骨の骨折という診断が出ています。もう1件は市立小山小学校の第5学年女児です。9月15日（木曜日）の昼休み、担任が見守る中、運動会に向けて校庭の芝生の上で行う組み体操の「サボテン」という二人の技ですが、一人が肩車をしてその上に乗ったお子さんが両足を下の子の膝に乗せて支え、下の子が頭を抜いてバランスを取るという技です。その練習中に当該女児がバランスを崩し両手を地面につけ、そのとき痛みが出たということで病院に行ったところ、左肘にひびが入っているという診断を受けています。

○細川教育委員 これを見ると、10月の運動会の間際に行った事故ということですね。夏休み明けから、運動会の練習回数が多くなります。子どもも疲れてくるが練習もしなければならぬという状況です。1学期から基本的な練習はしてきていると思いますが、2学期過ぎてからの運動会間際の指導については十分に気をつけて行うよう、一言添えていただければいいと思います。よろしくをお願いします。

○細田教育委員 競技以外のことで一言申し上げます。運動会の時のことですが、小学校1年生や2年生などの低学年の児童がトイレに行き、慌てて帰ってきて人にぶつかって倒れて頭を打ったということがありました。また、前にも言ったことがありますが、テント内に座って見ているお年寄りのことです。お年寄りがふらっと前へ出てきて、そこへ100メートル走で第6コース走ってきた子どもがぶつかりそうになったことがありました。そういう競技以外のところも見直していただければいいようにお願いします。

○細川教育委員 組み体操の資料を見ると、倒立した時にバランスを崩したことによるケガのようですね。タワーの技を行っている時の2人組や3人組のけがではないようですね。どんな注意を払っても、やはりけがはしてしまうと思います。それを未然にどれだけ防げるかが先生たちの指導力だと思うので、タワーをやったとしても先生たちが必ず周りにカバーにつくという徹底さが必要ですので、先生方の指導をもっとしたほうがいいのかなと思います。

○富永統括指導主事 競技以外のことについても十分配慮するようということでは、校長会、

副校長会並びに関係委員会等を通じて学校に周知していきたいと思います。

また、9月からの実施に当たっては、夏休み明けということもありますので、練習期間並びに体を馴らしていくことも大事になりますので、そういったことも周知していきたいと思います。

なお、教員の指導力がかなりかかわってくる部分もあります。東京都教育委員会により、「組み体操」並びに体育的活動についての研修会が昨日、東京都の全区市町村対象に行われ、代表者が研修に参加しています。その還元研修を本市でも来年度4月4日の午前中に市のスポーツセンターを借り、対象となる小学校の関連する教員が参加して研修を行っていくことで、教員の指導力の向上も図っていきたいと思っています。

○尾関教育委員 「タワー」や「ピラミッド」などを禁止するのはやむを得ないと思いますが、昨年度の骨折を見ても、日ごろからの運動や体力に対する考え方が足りないために起こってきた事故ではないのか、という感想を持ちました。つまり、危険なものだけをやめるというだけでは本当の対策にはなりません。指導自体が萎縮してしまっただけではいけないと思います。運動会の直前だけ取り組むというのではなく、日常から、体力や競技力に対する指導をきちんと行っていかなければならないのではないかと。先生方だけでやっていくのはなかなか難しいと思いますが、そういう考え方を持っていてもらいたいと思います。

○直原教育長 ほかになければ採決に入ります。「議案第16号 東久留米市立小・中学校の運動会等における安全対策について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員です。よって、議案第16号は承認することに決しました。

◎諸報告

○直原教育長 諸報告に入ります。①「『今後の東久留米市立図書館の運営方針』の再検討を求める請願」に対する回答について」から説明をお願いします。

○岡野図書館長 「『今後の東久留米市立図書館の運営方針』の再検討を求める請願」は東久留米市の図書館を考える会から提出されたもので、平成29年2月23日に受理しています。こちらについて次のように回答しましたので報告します。

「請願に対する回答。東久留米の図書館を考える会の松原博世様外3名の方から提出された平成29年2月23日付請願「『今後の東久留米市立図書館の運営方針』の再検討を求める請願」について、以下のとおり回答します。

教育委員会は、「今後の東久留米市立図書館の運営方針」の決定に当たり、広く市民の皆さまからさまざまな意見を募り、多くの貴重な意見をいただきました。いただいた意見の内容について検討を行い、さまざまな角度から議論を行い、本年1月12日の教育委員会において決定いたしました。

今後は、目指すべき図書館像を実現するために、この方針に沿って準備を進めてまいります。」こういった内容で回答しましたので報告します。

○直原教育長 本件についてご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ続いて、就学援助について、学務課長からお願いします。

○廣瀬学務課長 「東久留米市就学援助費事務処理要綱一部改正及び東久留米市特別支援教育

就学奨励費事務処理要綱」を一部改正しましたので報告します。就学援助については、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されており、市は要綱を定めて生活保護法第6条第2項に規定する要保護者並びに要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者を就学援助の対象者として支援を行っています。一部改正の内容はお配りした資料の改め文のとおりです。新旧対照表を4枚おめくりいただくと、最後に「別記2」という表があります。左側が「改正後」、右側が「改正前」の表になっています。主な改正点ですが、就学援助の費目のうち「新入学児童生徒学用品費」について、国の基準が増額されたことによる単価の引き上げを行っているものです。新旧対照表の「別記2 年間支給予定表」では上から2番目に「新入学児童生徒学用品費」と援助費目がありますが、小学校では改正後「4万600円」、中学校では「4万7,400円」に改正するものです。なお、改正前の単価については右側の年間支給予定表では小学校で「2万470円」、中学校では「2万3,550円」からの増額となっています。その他、今回の一部改正において、文言等について一定の整理等を行っています。なお、準用方法の基準については、収入が生活保護基準の1.4倍未満とし、その生活保護基準自体も文部科学省の方針に基づいて、平成25年4月1日現在のもを引き続き適用しており、変更はありません。

続いて、就学奨励費ですが、これは特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するものです。新旧対照表の次に資料を添付していますが、就学援助費同様に、「新入学児童生徒学用品費」について、就学援助費と同額まで単価の引き上げを行っているものです。資料のA3横版「平成29年度就学援助についてのお知らせ」をご覧ください。保護者への周知はこのお知らせをもって行いますが、平成29年度新学期の最初の登校日に学校を通じて児童生徒全員へ配布する予定です。また、広報『ひがしくるめ』等でもお知らせし、周知を図っていきます。年度途中での転入者への周知についても学務課の窓口のほか、学校への周知も徹底依頼していきます。

○直原教育長 という内容ですがご質問等がありますでしょうか。

○名取教育委員 今のご説明では、新入学児童・生徒の学用品費はかなり増額されていますが、ほかは変わらないということですか。

○廣瀬学務課長 単価については変わりありません。

○名取教育委員 倍増に近くなっていますがこの理由はご存じですか。

○廣瀬学務課長 小学校の新入学学用品費として想定されるものにはランドセルなど、新しく小学生になって揃える一式があります。中学校ではさらに制服や運動着等の一式を揃えることとなりますので、恐らく中学校では10万円程度かかると想定しています。生活保護の基準では従来より増額する単価になっていまして、国でも実態に見合わせて引き上げるという方針になっています。

○名取教育委員 大体、そういうものは入学前に買いますが、これを見るとお金をもらえるのが、4月14日から4月21日までの申請後ということになります。本当にお金のない家庭にとって大丈夫なのでしょう。

○廣瀬学務課長 入学準備金の入学前の支給については、議会でもたびたび指摘を受けており、現在検討しています。

○名取教育委員 よろしくお願ひします。

- 細川教育委員 今回の時点ではいつ支給されるのですか。
- 廣瀬学務課長 4月中に申請していただき、支給は8月になってしまうのが現状です。
- 直原教育長 なぜ支給が8月になるのか説明してください。
- 廣瀬学務課長 前年の収入が確定された後、7月に就学援助の認定を行っていきまして、それから支給の手続きを行うため、8月支給となっています。
- 名取教育委員 趣旨は本当に良いことだと思いますが、お金は色がついていませんから本当に必要なときに必要に使えるように支給しないと、なかなか本来の意味が達せられません。市レベルでできることも限られていると思いますが、増額された方向がちゃんと生かせるような形で、いろいろと制度を考えていただけるとありがたいと思います。
- 直原教育長 ほかはよろしいでしょうか。次の報告事項をお願いします。
- 市澤生涯学習課長 「放課後子供教室推進事業実施要綱」の一部を改正しましたので報告します。新旧対照表をご覧ください。現行では「放課後から夕焼けチャイム（4月から9月までは5時20分、10月から3月までは午後4時20分まで）」としていましたところを、改正案としては「1学期は放課後から午後5時20分、2、3学期は放課後から午後4時20分まで」と変更しています。1学期は新1年生が参加していませんが、2学期から新1年生が参加してきます。9月の1カ月だけは5時20分で終わり、10月からは4時20分という形ですと、1年生や2年生が混乱してしまうと、現在委託しているシルバー人材センターから報告がありましたので、その混乱を避けるために変更をさせていただいたものです。
- 直原教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 名取教育委員 9月いっぱいには要するに預かり期間が短くなってしまうということですが、この影響は何か考えられますか。
- 市澤生涯学習課長 担当課としては特に影響はないとは考えています。まだ、明るい時間に帰宅することになるので、学校以外の所では遊ぶ子が増えてしまうと考えていますが、基本的には上級生と一緒に遊んでいけば問題はないと考えています。
- 直原教育長 ほかによろしいでしょうか。それでは次の報告事項をお願いします。
- 師岡教育部長 私からは「平成29年第1回市議会定例会について」説明します。なお、概要については3月1日の定例会で説明していますので、本日は次の資料を用意しています。1点目が平成29年第1回定例会会期日程表、もう1点が平成29年第1回市議会定例会提出議案の追加議案の一覧表、それに伴った資料になります。当初の提出議案、一般質問一覧表、請願付託表などは前回配付していますので今回は省略しています。
- 先ず日程です。平成29年第1回市議会定例会は3月2日から27日まで26日間の会期で開催されました。ただし、初日に提出された「議案第2号 平成28年度東久留米市一般会計補正予算（第8号）」はごみ有料化に関する補正予算でしたが、委託契約の方式が事業計画による契約方式と違うこと、また、この間の議会等への説明が不透明であることなどから否決され、この日は議会が長引いたことから、休会日でありました3月3日も会期日程に含めた会期となりました。3月6日には市長の施政方針に対する総括代表質問が行われ、翌日の7日から10日まで一般質問が行われました。常任委員会は14日と15日の両日で総務、厚生、文教、建設の4委員会が実施され、予算特別委員会については16日から23日まで開催されています。この間、7日目の3月10日は一般質問の終了後に追加日程として市長の陳謝、「議案第19号 東久留米市特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正す

る条例」「議案第20号 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」「議案第21号 平成29年度東久留米市一般会計補正予算（第1号）」、それと市長報告が組まれました。これは先ほどの資料の中にあります。

市長陳謝ですが、ごみ有料化に向けた事前準備が遅れたことから、本年7月から予定していた有料化を3カ月延期して10月からとするなど、実施計画を改定しています。市民の皆様や議員各位に多大なご迷惑をおかけすることになったことを深くお詫びするとして、市長から陳謝がありました。「議案第19号 東久留米市特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、今回のごみ有料化に関する問題に対して市長自身の責任を明らかにするとして、今年4月、5月支給の市長の給料を50%削減する即決議案が提案され、全員賛成で可決されました。「議案第20号 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、家庭廃棄物の処理について指定収集袋の導入による有料化を本年10月1日から実施するなどの内容で上程され、厚生委員会に付託されています。その後の厚生委員会では賛成多数で可決すべきもの、本会議最終日も賛成多数で可決されています。「議案第21号 平成29年度東久留米市一般会計補正予算（第1号）」は、議会初日に否決された、ごみ有料化に関する平成28年度の補正予算との整合性をとるためのものでしたが、「平成29年度一般会計予算が審議されていない中で、予算特別委員会に付託はできない」などということ付託されませんでした。そして、本会議の最終日まで持ち越されています。結果については後ほど説明します。市長報告については、ごみ有料化に向けた実施計画の改正内容などについて説明がありました。

続いて、提出議案です。初日に提出された議案番号1番から18番までの18議案の中で、教育委員会に関係するのは議案第10号と議案第14号の2件です。「議案第10号 平成28年度東久留米市一般会計補正予算（第9号）」は、小中学校の施設管理委託の契約差金の減額、就学援助費の対象者が見込みを下回ったための減額、生涯学習センター工事請負費の契約差金の減額、通学路防犯カメラ設置委託費の契約差金の減額、また、国の第二次補正予算により第六小学校の配膳室耐震補強工事、南町小学校の便所改修工事、中央中学校の空調機改修工事などが内定したことによる増額。しかし、今年度中に工事が完成することができないため、歳入歳出予算において繰越明許費の設定をしています。これらは予算特別委員会では全員賛成で可決すべきものとされ、本会議でも全員賛成で可決されています。議案第14号は「平成29年度東久留米市一般会計予算」です。教育委員会の内容としては、教育総務課として第五小学校校舎増築棟工事、また、第二小学校と大門中学校の大規模改修の設計委託費などです。また、学務課では、就学援助費就学奨励費の中の入学準備金を国の単価に準じて引き上げること、通学路防犯カメラの関係で29年度に新たに5校拡大する経費、28年度に設置した維持管理費など、生涯学習課では上の原屋外運動施設の整備設計委託費、滝山球場給水設備費設置工事費、放課後子供教室において新たに3校で開設するための経費などです。指導室では国語力ステップアップ事業において新たに中学校2校に学力指導員を配置すること、小学校の英語科導入に伴う教員への研修費などです。図書館ではWiFiの環境整備などを計上しています。これらは予算特別委員会では審議され、賛成少数で否決すべきものとされ、本会議でも賛成少数で否決されています。なお、3月10日に提案された「議案第21号 平成29年度東久留米市一般会計補正予算（第1号）」は、最終本会議において審議され、賛成少数で否決されています。議案については以上です。

続いて一般質問です。21人の議員のうちから13人の質問をいただいています。内容としては、情報技術革新下において市立図書館のあり方について、学習指導要領改訂に向けての対応、学校規模適正化、確かな学力の伸長、放課後子供教室、通学路の安全対策、就学援助、中学校の情緒障害学級、屋外運動施設の整備などについての質問がありました。答弁内容については、後日、市ホームページにて掲載される議事録をご覧くださいと思います。

続いて請願です。資料は前回配付しましたので口頭での説明とさせていただきます。

「29請願第2号 『今後の東久留米市立図書館の運営方針』を実施しないことを求める請願」「29請願第6号 就学援助制度の拡充に関する請願」「29請願第15号 中央図書館集会施設の貸し出しについて懇談の場を設けることを求める請願」の3件で、これらは文教委員会で審議されました。「29請願第2号 『今後の東久留米市立図書館の運営方針』を実施しないことを求める請願」では、賛成の立場からは、地区館の指定管理者職員の定着率が当初の見込みよりも低く、サービスに影響が出かねない。パブリックコメントによる反対意見が多かったことから市長として意見を聞く場を持つべきである。図書館は原則無料であるが、どこで利益を生むのか。指定管理者導入してもわずかな経費削減しかできない中で、なぜ指定管理者を導入するかなどの意見が出されました。反対の立場からは、定着率だけでは良し悪しは決まらない。サービス向上を考えると民間のサービスを置かれることが大切などの意見が出された後、採決したところ賛成2、反対2の可否同数となり、委員長採決により不採択とすべきものとなりました。「29請願第15号 中央図書館集会施設の貸し出しについて懇談の場を設けることを求める請願」では、賛成の立場からは、長い間使ってきた経緯があり、懇談の場を持ってほしい。丁寧な説明と代替施設の提案などを行ってほしいなどの意見が出されました。その他の意見としては、公平性・平等性から無料使用は難しい、中止を前提に説明してほしい、利用実態を確認して話し合いをしてほしいなどの意見が出された後に趣旨採択の動議が出されましたが、こちらは賛成少数で否決され、その後、採決したところ賛成2、反対2の可否同数となり、委員長採決により不採択すべきものとなりました。「29請願第6号 就学援助制度の拡充に関する請願」では、賛成の立場からは入学準備金の事前支給はぜひ認めてほしい。体育、卒業アルバム支給による必要額は約50万円前後支給を考えられないか。就学援助を受けている人数と割合はいかがかななどの意見が出され、その他の意見としては、義務教育の無償の解釈についての意見などが出された後に採決をしたところ、賛成2、反対2の可否同数となり、委員長採決により不採択すべきものとなりました。また、最終日の本会議では3件の請願とも賛成少数で不採択となりました。

このほか「29陳情第4号 中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を固定学級としての早期設置を求める陳情」が提出されました。内容は、中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の早期設置を求めること、発達障害のある生徒への適切な対応が図れるよう教員の理解促進と学校の組織的対応に向けた取り組みを速やかに指導し、遅滞なく教育現場に反映することを求めるものです。現在、陳情については市議会で審議されないため、提出された陳情書は、その写しが各議員に配付され、市長に参考送付されています。

以上のような議論が交わされた中、平成29年第1回市議会定例会は3月27日、昨日終了しました。なお、昨日、29年度の一般会計予算が否決されたことに伴い、明日になりますが臨時議会が開催され、暫定予算の審議がされる予定となっています。

○直原教育長 いろいろな内容がありましたがご質問等がありますでしょうか。よろしいでし

ようか。

- 細田教育委員 通学路の件で伺います。道路管理課、田無警察、学校、保護者などが連携して通学路を点検しているということですが、3月24日のニュースだったと思いますが、小学校1年生や高校1年生などの新入生の死亡事故が非常に多いようです。東久留米市の場合、28年度は通学路でのそういう事故総数はどうでしたか。
- 廣瀬学務課長 把握していません。申し訳ありません。
- 細田教育委員 大々的にニュースでやっていたので本市の状況を聞いてみました。
- 直原教育長 指導室には報告が上がっていますか。
- 富永統括指導主事 指導室に上がってきている中では、交通事故による死亡事故の報告は1件も上がってきていません。また、骨折を伴うような交通事故についても報告は上がってきていません。ただし、自転車等での接触事故は上がってきていますので、適宜、学校で交通安全指導について実施してもらっています。
- 直原教育長 新年度が始まるので、改めて学務課からも注意喚起をお願いします。
- 細川教育委員 交通事故に関連して伺います。再来年度に向けてでも結構なので、学区域の調整について、一度検討していただけないでしょうか。例えば、第一小学校と第三小学校の区域がかなり入り混じっているということを知っています。第三小学校の区域だが中央中学校が該当とかいう話も聞いているので、次回の定例会の時にでも学区域の一覧表の資料をいただきたいと思います。
- 廣瀬学務課長 ご指摘いただきました第一小学校、第三小学校の辺りは第八小学校が閉校になったことでかなり学区域が入り組んでいるというご意見も既にいただいています。資料については次回ご用意させていただきます。
- 市澤生涯学習課長 平成30年「成人の日のつどい」の開催概要について報告します。日程は平成30年1月8日（月・祝）成人の日、1回目は午前10時30分から、2回目は午後1時30分から、東久留米市生涯学習センターのまろにえホールで行います。該当者は平成9年4月2日から平成10年4月1日に生まれた方で、28年12月5日現在で抽出した人数では1,166人で、男性567人、女性599人です。参考として、※で下の欄に昨年の対象者を出しています。昨年は1,170人で男性585人、女性585人と同数でしたが、今年度は男性が若干減り、女性が若干増えている状況です。全体としては4人、去年より少なくなっています。1回目は久留米中学校・西中学校・南中学校の地域の方々に581人、2回目は東中学校・大門中学校・下里中学校・中央中学校の地域の方々に585人が該当されています。

◎閉会の宣告

- 直原教育長 以上もちまして、平成29年第3回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前11時53分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年4月17日

教育長 直原 裕（自 署）

署名委員 名取 はにわ（自 署）